

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和3年11月30日(火)午後7時00分～午後7時55分  
場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

- 1 番委員 柳 下 正 祐 (教育長)
- 2 番委員 吉 田 眞 理 (教育長職務代理者)
- 3 番委員 益 田 麻衣子
- 4 番委員 井 上 孝 男
- 5 番委員 菱 木 俊 匡

3 説明員等氏名

理事・教育部長	北 村 洋 子
文化部長	鈴 木 裕 一
教育部副部長	飯 田 義 一
文化部副部長	尾 沢 昌 裕
教育総務課長	下 澤 伸 也
学校安全課長	鈴 木 一 彰
学校施設担当課長	志 村 康 次
教育指導課長	高 田 秀 樹
図書館長	佐 次 安 一
教育総務課副課長 (総務係長事務取扱)	濱 野 光 利
学校安全課副課長 (学校施設係長事務取扱)	中津川 博 之
教育指導課副課長 (学事係長事務取扱)	常 盤 敏 伸
教育指導課指導主事 (指導係長事務取扱)	松 澤 俊 介
教育指導課指導主事	岩 立 忠
教育指導課指導主事	劔 持 公 保
教育指導課指導主事	小 林 祐 介

その他関係職員

(事務局)

教育総務課副課長	府 川 雅 彦
教育総務課主査	菊 川 香 織

4 報告事項

(1) 子どもの読書活動に関するアンケート調査の結果について (図書館)

5 議事日程

日程第1 報告第4号 事務の臨時代理の報告(令和3年度小田原市一般会計補正予算)  
について (教育部)

日程第2 報告第5号 事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例）について（教育総務課）

日程第3 議案第29号 小田原市新しい学校づくり検討委員会規則（教育総務課）

#### 6 報告事項

(2) 令和4年度市立幼稚園新入園児応募状況について（教育総務課）

(3) 令和2年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について（教育指導課）

#### 7 その他

令和3年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について（教育総務課）

#### 8 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は5人で定足数に達しております。

(2) 10月協議会議事録の承認

(3) 議事録署名委員の決定…2番 吉田委員、3番 益田委員に決定

---

○柳下教育長 ここで、本日の日程についてお諮りいたします。「報告第5号 事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例）について」を日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○柳下教育長 御異議もないようですので、ただいまの件を日程に追加することといたします。

---

(4) 報告事項 (1) 子どもの読書活動に関するアンケート調査の結果について（図書館）

○図書館長 それでは私から、御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。まず、1 調査の概要の(1) 調査の目的でございますが、「子ども読書活動推進計画」は、平成13年に子どもの読書活動に関する施策を総合的に推進することを目的として「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されたことを受けまして、策定された計画でございます。令和4年度に第3次計画の策定を予定しております。

それに向けた基礎資料とするため、市内の幼稚園・保育園の園児や小中学校の児童生徒の読書活動の状況についてのアンケート調査を実施したものでございます。

(3) 調査対象ですが、市立幼稚園・保育園の保護者については各園15人、市立小学校・中学校の児童生徒については各校の各学年1クラスを対象にアンケート用紙を配布し調査を行いました。調査の方法は、夏休みを挟んで調査を行い、(5)に挙げたようにサンプル数を得ております。

それでは、調査の結果について、かいつまみながら御説明しますので3ページを御覧ください。3ページからは、幼稚園・保育園の結果でございます。①子どもが読むための本の取得方法については、「自分の家で購入」が72パーセントに達しており、それに対して②図書館やネットワーク施設の図書室の利用の低下が進んでいる状況でございます。

次に4ページを御覧ください。中段は、④家庭内での読み聞かせの状況でございますが、幼稚園児・保育園児が本に触れる機会という点、保護者による読み聞かせが中心になると思いますが、回数に差はあるものの、読み聞かせをしている家庭は、27年度より増加している状況でございます。

また、関連調査で5ページの上段⑥ですが、読み聞かせなどの本について、親子で話し合っているかどうかについては、約7割の家庭で話し合われているとのことでございます。同じページの下段⑧は、保護者自身の読書の状況を聞いておりますが、これは前回より低下しており、一般的に言われる読書離れの状況がこちらの方にも表れている状況でございます。

続いて6ページからは小学生に対する調査の結果でございます。②の問いですが、今回は、読書の有無に加え、頻度も聞いております。結果として読んでいる子の割合は、前回よりも減少しております。そのうち、毎日読んでいると答えた子、これは相当に本好きの子供さんと思っておりますが、約24パーセントになります。

7ページ④どのような本を読んでいるかについては、今回は、その他という項目がありませんので、割合に変化が生じておりますが、科学分野の割合増加が印象的です。

⑤のマンガをどれくらい読むかは新設の設問です。読まないという子が3割いる一方で、同じ割合の子が月に10冊以上読んでいるという状況です。

⑥で学校図書館の利用状況を聞いておりますが、月に1日以上使う子どもは、平成27年度より減少しております。図書館として課題感を感じるのは、8ページ⑦の公共図書館の利用状況でございますが、利用しないが5割を越えておまして、大幅に減少している状況です。一方、今後可能性を感じたのは、⑩のスマートフォンやタブレットで読む電子書籍の利用に関する設問でございますが、読みたいと答えたのは26パーセントであります。わからないと答えた子も3割を超えており、電子書籍の内容や利用しやすさ次第では、読書活動につながることもできるのではと感じました。

9ページの上段⑪も新しい設問ですが、北原白秋などの小田原ゆかりの文学者の認知度を聞いたものですが、知っていると答えた子は20パーセントに届いていない状況です。

続いて9ページ中段からは中学生に対する調査結果になります。

まず、②の問いですが、読書の頻度については、平成27年度より若干減少しております。毎日読んでいる子供の割合は小学生よりは若干多く、約27パーセントになっております。

10ページの④どのような本を読んでいるかについては、中学生については歴史分野の割合増加が、印象的な結果です。

⑤のマンガをどれくらい読むかについては、小学生とほぼ同じような割合であります。読まないという子が3割いる一方で、同じ割合の子が月に10冊以上読んでいる状況です。

11ページ上段⑥の学校図書館の利用状況については、元々小学生と中学生では大分差があったが、さらに利用減少が進んでいる状況です。⑦の公共図書館の利用状況は、小学生より

もさらに悪く、利用しないが6割に届こうとしております。中学生の公共図書館利用の現実として、受け止めなくてはならないと考えております。

12ページ⑩のスマートフォンやタブレットで読む電子書籍の利用に関する設問も小学生と同様であり、読みたいと答えたお子さんは27パーセント、わからないと答えた子供たちもかなりいらっしゃいますので、可能性があると感じております。

⑩の北原白秋などの小田原ゆかりの文学者の認知度を聞いた設問については、小学生よりは知っていると答えた子が若干増えましたが、8割以上の子どもが知らないとの答えになっております。

以上、調査結果の紹介であります。資料1ページに戻っていただき、今後の計画策定スケジュールでございますが、令和3年度中は、アンケート調査の分析とともに、第2次計画の評価を行ってまいります。

2ページに令和4年度の予定を示させていただいておりますが、アンケート調査や第2次計画の評価を踏まえながら、第3次計画の策定を進めていくところでございます。11月ごろには教育委員会定例会にて計画案の協議をさせていただくなどしながら作業を進め、パブリックコメントを経て、年度内に策定する予定でございます。

以上で報告を終わります。

(質疑)

**○吉田委員** ありがとうございます。お子さんの様子は分かりました。計画策定の時に、アフターコロナというかこういう状況が今後も長引くとか今後も繰り返し起こることも考えて図書館利用を進めるような方法も入れる予定でしょうか。

**○図書館長** 現状で、アフターコロナのところに着目しての事業というのは未定の状況ですが、やはり図書館そのものの利用が下がってきているという状況がございますので、そのあたりコロナ以降どのように回復していくのかということからは意識しながら作っていくかなと思っております。

**○柳下教育長** 5ページ⑧あなた自身は読書をされていますか。という設問は大人に聞いていますよね。大人がどんどん読むのが少なくなっているのに、子供が増えてきているのですね。大人が減っている理由というのは何かありますか。

**○図書館長** 読書離れの傾向というのは社会的に言われておりますが、背景としてインターネットの普及だとか、そもそも忙しい方が多いというところがあると思いますが、今回の調査の中での背景的なものでは捉えていませんが、一般的な傾向として大人の読書離れは進んでいる。その中で子供をどのように読書に向けていくのか、大人の状況も踏まえながら考えていく必要があるのではないかと考えております。

(その他質疑・意見等なし)

○柳下教育長 以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員の入替えを行います。

(関係者以外退席)

---

(5) 日程第1 報告第4号 事務の臨時代理の報告(令和3年度小田原市一般会計補正予算)について (教育部)

○教育部副部長 それでは御説明いたします。市議会12月定例会に提出する補正予算について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、補正予算を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

議案書をおめくりいただき、「令和3年度小田原市一般会計補正予算概要」の1ページを御覧ください。

上段の歳入については関連する歳出で御説明します。

はじめに、歳出の1段目「奨学基金積立金」につきましては、匿名の方から、歳入の1段目、奨学基金寄附金として、経済的な理由により、子供の就学の費用負担が大きい家庭の支援に役立ててもらいたいとの御趣旨で10万円の御寄附をいただきましたので、これを財源に、奨学基金積立金を計上したものでございます。

次の「修学旅行中止等費用補償金」につきましては、資料2ページを御覧ください。9月から11月までの間に修学旅行の実施を予定していた小学校4校及び中学校9校について、修学旅行を中止又は延期したことに伴い、取消料等の支払いが生じたため計上したものでございます。

1ページにお戻りください。

次に、歳出の2段目、3段目の「学校図書購入費」につきましては、歳入の学校管理費寄附金として、小・中学校の学校図書の充実に役立ててほしいとの趣旨で、匿名の方お二人から計50万円、ピースロードin Japan 小田原実行委員会様から12万円、あわせて62万円の御寄附をいただきました。これを財源に、小学校費に52万円、中学校費に10万円の学校図書購入費を計上したものでございます。

次に、1ページ最下段、債務負担行為補正の「学校給食調理委託料」につきましては、現在、24の給食調理施設のうち、23の施設で調理業務を民間委託しておりますが、このうち、令和3年度に業務委託契約が終了する単独調理校12校及び共同調理場3場について、令和4年4月からの調理業務委託を円滑に開始するために債務負担行為を設定するものでございます。

債務負担行為の内容につきましては、限度額は、1年あたり3億7188万1千円で、令和4年度から令和6年度まで3か年の総額11億1,564万3千円であり、令和3年度の予算計上額はありません。

以上で、補正予算についての事務の臨時代理の報告を終わらせていただきます。

(質疑)

○**益田委員** 歳出のところの奨学基金積立金に寄附金を入れたという御説明がありましたが、奨学基金というのはどういうものなのかを教えてください。

○**教育指導課副課長** 給付型の奨学金ということで、経済的に困窮されている御家庭のお子さんの就学に役立てるために、1年につき4万円でございますが、支給しております。

○**吉田委員** 修学旅行の取消料についてですが、小中学校の取消料は何日前から発生して、間際になると100パーセント取られたりしますよね、何パーセントのところかで決断してこの金額になっているのか分かったら教えてください。

○**教育指導課副課長** 修学旅行中止等費用補償金に関するお尋ねでございました。取消料が発生する時期でございますが、旅行会社と契約した時点から取消料が発生します。ですので、1年以上前から発生しております。割合につきましては、申し合わせと言いますか、学校との約束事として、旅行出発の21日前までであれば、いわゆる企画料の部分だけの取消料で済みますので、それを1つの目安として御対応いただいているところです。

○**吉田委員** 普通の旅行ですと間際までキャンセル料がかからないですけど、小中学校のような大きい団体だと契約時からかかってしまうということでキャンセル料が発生するということですね。

(その他 質疑・意見等なし)

(6) 日程第2 報告第5号 事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例)について (教育総務課)

○**教育総務課長** それでは、私から御説明申し上げます。

市議会12月定例会に係る条例議案について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、条例議案を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

議案の内容ですが、別紙の2ページを御覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、市長、教育長等本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き下げるものでございます。

内容といたしましては、表に記載のとおり、令和3年度にあつては、12月期の期末手当の支給割合を100分の10引き下げ、令和4年度以降にあつては、6月期及び12月期両方の期末手当からそれぞれ100分の5を引き下げ、年額として100分の10の引き下げとするものでございます。

説明は、以上でございます。

(質疑・意見等なし)

(7) 日程第3 議案第29号 小田原市新しい学校づくり検討委員会規則 (教育総務課)

**○教育総務課長** それでは、私から、御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、3ページの議案説明資料を御覧ください。

はじめに「制定理由」ですが、小田原市附属機関設置条例に基づく小田原市新しい学校づくり検討委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため制定するものです。

次に「内容」でございますが、1 所掌事務として、委員会は、新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申することとするものでございます。

2 委員には、(1) 学識経験者、(2) 住民組織の役員、(3) 児童及び生徒の保護者等を代表する者、(4) 市立小学校及び市立中学校の校長、(5) 公募市民、(6) その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命することとし、その任期は、2年とするものでございます。

3から5につきましては、委員長及び副委員長、委員会の会議について定めております。

6 秘密の保持 では、委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならないこととし、その職を退いた後も同様とするものでございます。

最後に、4ページの適用でございますが、この規則は、令和4年4月1日から適用するものでございます。

説明は、以上でございます。

(質疑、意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(8) 報告事項 (2) 令和4年度市立幼稚園新入園児応募状況について (教育総務課)

**○教育総務課長** 報告事項 (2) 「令和4年度市立幼稚園新入園児応募状況について」報告いたします。資料2を御覧ください。

資料最上段「令和3年度実施 (令和4年度新入園)」でございますが、はじめに、1学年の定員については、105人が1園、70人が3園、35人が2園となっており、市立幼稚園6園の合計が385人でございます。

A欄の「願書配布数」でございますが、去る10月15日から21日までの7日間、4歳児新入園のための願書を配布したところ、配布数は6園全体で74件でした。

B欄の「入園申込数」ですが、願書配布者を対象に11月1日及び2日の2日間入園申込を受け付けたところ、申込件数は6園全体で71件でした。

各園とも定員に達しておりませんので、現在も追加の申込を受け付けておりますが、下の3つの表、過去3年間の実績のC欄のとおり、「翌年5月1日の年少園児数」は、11月時点の申込件数から若干増加する傾向にあります。

さて、前羽幼稚園、下中幼稚園、報徳幼稚園の3園については、本年10月1日に施行した「小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針」に定める1学年の園児数15人、1園の総園児数30人の最低基準に満たない見込みです。

今後、指針にしたがって、対応を検討していく必要があると考えておりますが、特に、前羽幼稚園が4歳児1人、5歳児3人の計4人となり、下中幼稚園では4歳児2人、5歳児11人の計13人となる見込みです。この2園については、現在関係の保護者の方々とヒアリングや意見交換を進めており、その状況等を踏まえて、新年度は複式学級あるいは休園等の判断をする必要も出てくるものと考えております。

いずれにいたしましても、園児の適切な教育環境の確保という視点を大事に、地域や保護者との話し合いを行い、改めて教育委員会定例会にお諮りすることになると考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

説明は以上です。

(質疑)

**○益田委員** 前羽幼稚園、下中幼稚園、報徳幼稚園の方には説明をするということでしたが、現在入園している方の保護者だけではなく、今回入ろうと思って入園を申し込んだ人にも伝えているのかということと、それを伝えて入園するのをやめますということも考えられるのかというのを教えてください。

**○教育総務課長** ただいま、御説明させていただいているのは、前羽幼稚園と下中幼稚園でございます。報徳幼稚園についても、基準上は小規模園ではございますが、今年度とほぼ同数ということもありますので、報徳幼稚園には説明しておりませんで、前羽幼稚園、下中幼稚園の2園に説明しているところでございます。

説明しているのは、現在の4歳児、来年5歳児になる方、現在申込みをいただいている方に御説明しているところで、特に前羽幼稚園は個々の保護者の方とのヒアリングを予定しております。具体的にどういった意向をお持ちなのか、この時点では御説明できませんが、今年申込みをして来年4歳児になる方には入園の申込みの案内の中にこういった指針がありますということで、場合によっては入園の募集停止があるということは基本的にはお知らせしておりますが、今の4歳児の方々は指針がない時に申込みをしておりますので、今入っている園児についてはそういった説明がない部分を配慮して保護者の御意向を伺うべく調整しているところでございます。

(その他質疑・意見等なし)

(9) 報告事項 (3) 令和2年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況  
について (教育指導課)

○教育指導課長 私から報告させていただきます。

それでは、資料3を御覧ください。

まず、調査の概要から御説明申し上げます。1 調査期間、2 調査項目については資料のとおりでございます。3 調査結果について、全国の数値は、令和3年10月に公表された「文部科学省 令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査」、神奈川県の数値は、同じく令和3年10月に公表された「令和2年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の調査結果でございます。

本市の結果は、市立全小・中学校を対象に、学校調査として、教育指導課に報告されたものをまとめたものでございます。

それでは、各項目の結果について御報告いたします。

まず(1)暴力行為の状況についてです。1ページの中ほどを御覧ください。

令和2年度の暴力行為の発生件数は小学校で74件、中学校で67件となり、前年度と比較して、小学校で35件減少、中学校で77件減少となりました。この要因につきましては、令和2年度4月からの2カ月間、緊急事態宣言下の臨時休業を余儀なくされたこと、また6月の学校再開後も分散登校や3密を回避した児童生徒の接触の機会が減少したことの影響と考えております。

②暴力行為の形態では、小中学校ともに生徒間暴力が最も多く、児童生徒全体にコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等が身につけていない傾向が強まっていることが一因として考えられます。また特筆すべきは③学年別加害児童生徒数の中学1年の暴力行為発生件数が特出していることです。入学時期が休業となり、学級づくりや互いの理解を深める取組、行事の縮小や中止により、「自分の思いを伝え相手の思いを受け止めることができる」等の機会が減少したためと考えられます。

次に(2)いじめの状況についてです。2ページを御覧ください。

令和2年度はいじめの認知件数は、小学校で555件、中学校244件となり、前年度と比較して、小学校では40件、中学校では150件減少しました。認知件数を1000人あたりで全国と比べると、本市の認知件数は、小学校ではやや少なく、中学校では大きく上回る状況となっております。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業や、児童生徒が適切な身体距離を保つ生活様式への転換が求められ、接触の機会が減ったことが影響し、いじめの認知件数が減少しましたが、近年の傾向として、教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進み、各学校が教職員による見守り、個別面談、アンケート調査等により、きめ細かい実態の把握に努め、積極的に認知をするようになってきていると捉えております。

②いじめの態様別では、小中学校ともに、「冷やかしいやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が一番高く、これは全国、県も同様の傾向です。小学校においては、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」の件数も多く、暴力行為と同様の要因が考えられます。なお、小中学校ともに「パソコンや携帯電話等でひば

う・中傷や嫌なことをされる」が増加しており、児童生徒同士のコミュニケーションの態様  
が変化しつつあることを要因の一つとして捉えております。

また、何より大事なことは、いじめの未然防止とともに、いじめを認知した後の対応とな  
りますが、個々のいじめ事案については、「③ いじめの解消率」にごぞいますように、情報  
を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続けた結果、ほとんどの事案が解消  
につながっています。

3 ページは（3）長期欠席の状況についてです。

不登校者数は、全国的に増加傾向が続いています。小田原市でも同様の傾向が見られ、令  
和2年度については、小学校で112人、中学校で219人となり、前年度と比較して、小学校  
では2人増加、出現率の変化はありませんでした。中学校においては、16人増加し、出現  
率は0.4ポイント増加しました。なお、令和2年度については、出席停止を含み集計してお  
り、新型コロナウイルス感染防止の観点から出席停止として扱ったものを含んでいることを  
補足させていただきます。

不登校の主たる要因としては、小学校・中学校とも「無気力、不安」によるものが多く、  
小学校では全体の約6割、中学校では全体の7割を占めており、ここ数年同じ傾向が続いて  
います。個々のケースを詳しく見ていくと、家庭に係る状況、学業に対する不安、人間関係、  
本人の特性に係る課題等、様々な要因が絡み合うことにより、不安や無気力傾向につながっ  
ているケースが多く見られます。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることという捉えから、  
休みがちな児童生徒に対して、安易に「病気による欠席」と考えるのではなく、「学校の中  
で何かあったのではないか」「不登校の心配があるのではないか」と考え、早期に対応する  
こと、また、児童生徒の不安や困っていることに対する適切な支援に向けた関係機関との連  
携がなされることにより、翌年度不登校の状態が改善している児童生徒がいる反面、それを  
上回る新規不登校者がいるため、全体の不登校者数が増加していると捉えています。

最後に、4 ページを御覧ください。今後の主な取組として<暴力行為・いじめ>と<長期  
欠席>に分けて、それぞれ各学校が行う取組、市教育委員会が行う取組、関係機関等と連携  
して行う取組の3点に整理しました。

<暴力行為・いじめ>については、神奈川県弁護士会との連携による「いじめ予防教室」  
の実施、学校運営協議会やいじめ問題対策連絡会など様々な機会を通じたいじめ問題の解決  
に社会全体で取り組むものであるとの認識の共有などに取り組んでまいりたいと思います。

いじめについては、日頃の子どもの様子を複数の職員で見取れるようにして、早期に発見  
し、重大化させないための組織的な取組に努めていきたいと思ひます。

<長期欠席>については、おだわら子ども若者教育支援センターは一もにい等、学校以外  
の場での支援環境の充実、不登校生徒訪問相談員の配置等によって、深い児童生徒理解に基  
づいた日々のケアや保護者へのサポートを充実させてまいりたいと考えております。

なお、いじめ・不登校などの状況については、広く地域社会全体で情報を共有し、児童生  
徒への理解を深めるとともに、児童生徒の健やかな育ちに向けて、それぞれの役割を果たす

ことが必要であることから、本定例会の報告後、学校などへの情報提供や市ホームページで公開していく予定です。

報告は以上です。

(質疑)

**○菱木委員** 暴力行為の状況、いじめの状況、長期欠席の状況が表になっております。長期欠席の状況の表では出現率は、神奈川県・小田原市とも小中学校に分けて記載されていますが、暴力行為の状況といじめの状況の表では神奈川県のみ小中学校合計で記載されています。何か理由があるのですか。

**○教育指導課指導主事** 神奈川県の発表がそのようであったということです。

**○菱木委員** 長期欠席の状況は小中学校に分けているのに、暴力行為やいじめの状況をわざわざ不明瞭にして神奈川県が公表しているのは、何か問題があるからではないかと疑われませんか。各市町村から県に対して明確に公表したほうが良いのではといった提言はなされないのでしょうか。

**○教育指導課指導主事** 現状はこのような状況ということです。

**○井上委員** 2ページのいじめの状況の③いじめの解消率というのが出ています。いじめの解消率というのは、どこで解消したかというのが非常に難しいと思うのですが、どのあたりをここで終わりだとして解消として出しているのか、中学校の解消率75.8パーセント、99.6パーセントと出ておりますが、解消率の線引きというか考え方はどこにあるのでしょうか。

**○教育指導課指導主事** いじめの解消については、いじめの状態、心身に苦痛を与えている状態が止んで、おおむね3箇月の期間を経過している、というところを1つの基準としております。それについては、児童生徒の日頃の見取りであるとか、全てひっくるめて、いじめの解消としており、本人への心身に苦痛を感じている状態が止んでいる状態が伴って解消としております。

**○井上委員** 先日の新聞報道で、大和市で来年4月に不登校特例校を設置するという報道がありました。大和市では不登校が増加傾向にあって、240から250名ほどの不登校者がいるとういことです。そこに、県内では初めての不登校の特例校を設置するというのが出ていました。小田原市の令和2年の不登校者をみると、小中学校合わせて330人くらいいるわけですね。ここら辺の傾向は、小田原市だけではなく、全国的にも不登校者が増えている傾向があるのかと思いますが、は一もにいもありますが、今後小田原市としても不登校の特例校のようなものが考えられるのでしょうか。

**○教育指導課長** 大和市での先進的な取組についての話をいただきました。本市としましてはこれまで培ってきた不登校児童生徒への対応というのはある程度一定の効果は出ています。先ほどもありましたとおり、不登校だったお子さんが何かしらの形で学びの場を持って、登校して教室に入れるかということだけではなくて、教育相談指導学級に通うとか、支援ルームに通うとか、学びの場をいろいろと設けながら対応してきております。しかしながら、

新規に不登校者も出て増加傾向にあるという現状もありますので、そういった先進的な取組は今後も注視しながら効果的なことは取り入れていきたいと思えます。

現時点で取り入れていくという検討まで至っておりません。

**○益田委員** 今のお話と似ているかもしれませんが、教育相談指導学級は全て小田原市が設置しているものですが、県内では不登校支援をしている、民間であったりNPOであったりそういうところが小田原市のみならず県内にたくさんありますが、そういうところとの情報交換ですとか、協力・連携を取っていくことを今後考えられているのでしょうか。

**○教育指導課指導主事** 小田原市以外のフリースクールのようなNPOの団体に通っている児童生徒もいます。そのような団体は生徒が通っていれば学校と連携をするような形で出席扱い等するようなこともあります。実際に資料の4ページにあります小田原市登校支援関係機関連絡会の中にもそのような団体が入っています。そこで情報交換もしているところです。

**○益田委員** 多様なお子さんがいるので、その子に合ったところがいろいろなところがあった方が良くと思えますので、その辺のアンテナを広げてもらって、この子にはどこがいいのか、一緒に考えてほしいなと思えますのでよろしくをお願いします。

**○柳下教育長** 教育委員会では、いじめ不登校に限らず、子供たち一人一人を行動した結果だけでなく、そこに至るまでの経過とかを丁寧に見取っていくようにお願いしていきたいと思えます。

(その他質疑・意見等なし)

(10) その他 令和3年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について (教育総務課)

**○教育総務課長** それでは御説明いたします。資料4 令和3年度教育委員会事務の点検・評価後の状況についてを御覧ください。

今年度の点検・評価でございますが、7月27日に点検・評価ヒアリングを実施し、報告書をまとめ、8月27日に教育委員会定例会で議決をいただいたところです。

本日は、点検・評価でいただいた御意見への対応状況について報告させていただきます。

資料4の1ページ中ほどから7ページにかけての表でございますが、今年度実施した点検・評価での御意見に対する、現時点での対応状況を一覧としたものでございます。

表の左側にヒアリング対象の事業名と御意見の要旨を記載しております。

中ほどの進捗状況については、「完了」「着手済」「未着手」「検討中」「対応予定なし」の5つから選択し、その右側に具体的な状況等を記載いたしております。個々の進捗状況の説明は省略させていただきますが、この一覧表については、状況に変化があった都度更新いたしまして、皆様に御提供したいと考えておりますので、よろしくお申し上げます。

説明は、以上でございます。

(質疑・意見等なし)

---

9 教育長閉会宣言

令和3年12月21日

教 育 長

署名委員（吉田委員）

署名委員（益田委員）